

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分
		前年度からの 繰 越 未 決	本 年 度 の 起 訴	計	有罪に係る人員及び金額								
					有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の 人 員	罰 金			
										人 員	金 額		
申 告 所 得 税	外	件	件	件	件	件	件	件	人	内	人 (社)	千円	申 告 所 得 税
		1	1	2	2	-	-	-	2		2	32,000	
法 人 税	外									内			法 人 税
		2	3	5	4	-	-	1	2		4	26,300	
そ の 他	外									内			そ の 他
		3	-	3	1	-	-	2	-		-	-	
合 計	外									内	2		合 計
		6	4	10	7	-	-	3	4		6	58,300	

調査期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	件 2	第 159 条	外	件 4	脱税犯規定	外	件 1
第 243 条 〔平成 22 年度の 改正前の 244 条を含む。〕	外	-	第 163 条 〔平成 22 年度の 改正前の 164 条を含む。〕	外	4 -	両罰規定	外	-
合 計	外	2	合 計	外	4 4	合 計	外	1

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税						揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税				石 油 ガ ス 税			区 分		
			免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明 しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒 類 製 造	等 酒 販 売 業 者														
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 外 繰 越 処 理 未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件		件	件	件	前 年 度 か ら の 外 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理 数	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-			
	検 挙	外	-	-	1 3	1 3	-	1 3	-	-	-		-	-	-			-
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	1 3	1 3	/	1 3	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数	
			告 収 税 官 吏	外	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-			収 税 官 吏
	そ の 他	外			-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他		
			通 知 処 分	外	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-		通 知 処 分
	不 告 発	外			-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-		不 告 発
			処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	外	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
	本 年 度 未 済 件 数	外			-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
			犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円		千円	千円	/	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
-	-	-			-	-	-	-	-		-	-	-	-	-			
通 告 金 処 分 額 罰 科 金 相 当 額	外	10 359	10 359	/	10 359	-	-	-	-	/	-	-	-	-	通 告 金 処 分 額 罰 科 金 相 当 額			

調査対象等：平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。
(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			た ば こ 税 及 び た ば こ 特 別 税				印 紙 税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合 計	区 分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分						
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件	件	件	件	件	件		件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理 数
			-	-	-	-	-	-		-	-	-	-		
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	1 3		
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	1 3	通 告 処 分	処 理 済 件 数
			-	-	-	-	-	-		-	-	-	-		
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-		
			-	-	-	-	-	-		-	-	-	-		
	発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-		
			-	-	-	-	-	-		-	-	-	-		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-		
不 告 発	処 公 訴 分 権 消 前 減	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-		
			-	-	-	-	-	-		-	-	-	-		
		-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-		
本 年 度 未 済 件 数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通 罰 科 金 相 当 分 額		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10 359	通 罰 科 金 相 当 分 額		

調査対象等：平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分			酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
			免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
要 履 行 件 数	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 済	要 履 行 件 数
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 告 処 分	外			1	1													1	通 告 処 分	
			-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		
要 履 行 件 数	計	外			1	1													1	計	要 履 行 件 数
			-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		
履 行 等 件 数	通 告 不 履 行 発 に よ る 告 発	外																		通 告 不 履 行 発 に よ る 告 発	履 行 等 件 数
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 告 権 消 滅	外																		通 告 権 消 滅	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
履 行 等 件 数	通 告 履 行	外			1	1													1	通 告 履 行	履 行 等 件 数
			-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		
	計	外			1	1													1	計	
			-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		
本 年 度 未 履 行 未 済 件 数		外																		本 年 度 未 履 行 未 済 件 数	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通 告 履 行 罰 科 金 額		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 額	
			-	-	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10		
通 相					359	359	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	359	通 相	

調査期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

2 「揮発油税」には地方揮発油税を含む。

3 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の		
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者											
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額
第 54 条	件	0	kg 千円	件	0	kg 千円	件	0	kg 千円	件	0	kg 千円	件	0	kg 千円	件	0	kg 千円	件	0	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 3	21,697	-	-	外1 3	21,697	-	-	-
〃 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
〃 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
〃 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
〃 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
〃 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
〃 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 3	21,697	-	-	外1 3	21,697	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日

- (注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -	第23条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第27条第3項	-	第15条第3項	-	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-	第16条第1項	-	第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	-			第29条第1項	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第21条第1項第1号	件 -	第19条第1項第1号	件 -	第12条第1項	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3項	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-
第22条第1号	-	〃 第2号	-	第20条第1号	-	〃 第2号	-
〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第2号	-	第14条第1項	-
第23条第1項	-	〃 第4号	-	第21条第1項	-		
		第23条第1号	-				
		〃 第2号	-				
		〃 第3号	-				
		第24条	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
- 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
- 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。